

横浜地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日時

平成25年11月14日（木）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事訴訟の運営改善と迅速化

4 出席者

（委員）朝山芳史，飯田直久，市村陽典，伊藤宏，海野信也，齋藤佐知子，相馬宏治，竹澤秀樹，時任和子，中嶋弘孝，中村周司，二見尚子（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同民事訟廷管理官，同総務課長，同総務課課長補佐，同課庶務第一係長

5 議事

(1) 開会及び所長あいさつ

(2) 新任委員（市村委員を除く。）の紹介

（新任委員）伊藤宏，飯田直久，齋藤佐知子，齋木敏文，時任和子（任命順，敬称略）

(3) オブザーバーの紹介

横浜地方裁判所第9民事部青木晋部総括判事，第6民事部吉田彩判事がオブザーバーとして参加

(4) 委員長選任及び委員長代理の指名

市村陽典（横浜地方裁判所長）が委員長に選任され，委員長代理に第一順位として朝山芳史（横浜地方裁判所判事），第二順位として齋木敏文（横浜地方裁判所判事）が指名された。

(5) テーマに関する説明

ア 青木晋部総括判事から「民事訴訟の運営改善と迅速化への取組」と題して説明

- (ア) 民事訴訟の審理
- (イ) 旧民事訴訟法時代の運営
- (ウ) 審理充実と迅速化への取組
- (エ) 現在の民事訴訟法による運営
- (オ) 現在の審理の流れ
- (カ) 最近の動向
- (キ) 横浜地裁の状況

イ 吉田彩判事から「横浜地裁における民事訴訟の運営改善に向けた取組」と題して説明

- (ア) 複雑・困難な事件を適正かつ迅速に審理するためには
- (イ) 方策その1 ～専門的な知見の活用
- (ウ) 方策その2 ～関係機関との協働
- (エ) 方策その3 ～合議体による審理の積極的な活用

ウ 飯田直久委員から「民事訴訟の運営改善（迅速化）に関する弁護士及び弁護士会の取組」と題して説明

- (ア) 弁護士会による取組
 - a 日弁連及び横浜弁護士会における委員会活動による取組
 - b 弁護士会による研修会等の実施
 - c ホームページやFAXによる会員向けサポート
 - d 各支部での取組
- (イ) 個々の弁護士による取組
 - a 弁護士から見た訴訟手続及び準備活動の流れ
 - b 期日間準備の必要性
 - c 弁護士の業務の実態

d 裁判の迅速化へ向けての対応

エ 齋藤佐知子委員から「弁護士から見た『運営改善と迅速化』」と題して
説明

(ア) 大阪弁護士会のアンケート

(イ) 横浜弁護士会のアンケート

(ウ) 裁判の迅速化と審理の適正・充実の両立

a 裁判の迅速化

b 審理の適正・充実

(6) テーマに関する意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □オブザーバー)

■ 本件のテーマに関する説明の感想をお願いします。

○ 一般的に何か争いがあっても裁判はとて時間がかかるので裁判にはしたくないというのが一般市民の感覚だと思っていましたので、迅速化に向けて法曹三者の皆さんが努力されているのは本当に素晴らしいことだと思いました。いろいろ報告を伺い、内容的な観点からいえば、特に弁護士の立場からすると迅速化という中には問題もあるというお話を伺ってとても新鮮でした。

○ 質問のかたちになりますが、先ほどの民事訴訟の数に関する説明では過払金返還請求訴訟は一時的に全体の半分以上を占めている状況ということでしたが、その背景はどのようなもので、今後はどのようなようになっていくのでしょうか。それからもう一点、私は医者ですが、B型肝炎の患者の救済策として裁判の形式をとることがこれからもっと本格化していくと考えられます。これからかなり多数の患者が出てきますとそれも裁判所にとっては大きな負担になるのか懸念しています。そのあたりは今後どのような動きとなると予想されるのでしょうか。

■ 過払金の問題とB型肝炎と2つありますが、まず過払金に関する説明からお願いします。

□ 過払金というのは、皆様方も新聞報道やニュースなどでネーミングは聞いたことがあると思いますが、どのような訴訟かということから説明させていただきます。いわゆる貸金業者から一般市民がお金を借りて返すということをしている場合に、実は、利息制限法という法律が関係してきます。この利息制限法というのはあまり高金利で利息を取ってはいけないということを定めています。一般市民が業者から借りたお金を返していく中で、この利息制限法所定の制限利率を超えて支払う、つまり利息を支払い過ぎてしまった場合に、充当といって、借入金の元本といわれる部分にその支払い過ぎた分を組み入れた結果、お金を借りた一般市民が支払い過ぎた状態にあるのでそれを返してほしいと請求できるという理屈になっています。この請求は不当利得返還請求権として民法上認められており、これに基づいて支払い過ぎた分を返してくださいという請求が過払金返還請求訴訟です。貸金業者の商売が非常に繁盛していく動きと、反対に支払い過ぎた一般市民が非常に増加したという社会背景をベースにして、裁判所に持ち込まれる過払金返還請求訴訟の事件数も非常に増加していきました。先ほどの説明にもありましたが、平成18年以降これが急増し、裁判所も民事部において大量の過払金返還請求訴訟をどのように法的に解決するか、なかなか大変な時期もありました。現在ではそのピークは過ぎて減少している状況にあります。この背景には貸金業法の改正や、この過払金返還請求訴訟に耐えられなくて倒産する貸金業者も多数あること、実際に大手の金融業者の倒産事例も相次いでいることにあります。そういった全体の状況からすると過払金返還請求訴訟は減少していくものではないかと裁判所では見ているところです。

■ B型肝炎の裁判についての説明をお願いします。

○ まず、B型肝炎訴訟の概要について説明します。B型肝炎訴訟とは、B型肝炎という病気になられた方が、その原因は、国が強制的な予防接種をして

いた当時の針の使い回し、あるいは針は使い回さなくても注射の針だけ変えて筒を使い回したために感染したところにあると、こういう請求原因により国家賠償請求訴訟を提起したものです。現在は、注射の使い回しではなく、プラスチックで全部捨てていますが、当時の扱いに国が責任があるかどうかについては、最高裁まで争われ、国が敗訴ということで確定しました。そこで、集団訴訟がおきています。争われているのは損害の額、それからB型肝炎ウイルスは色々な原因で感染するので当該予防接種で感染したのか、どういう証拠があるかというものです。損害については訴訟において代表的な弁護士との間で基本合意というものができて、その問題は既に解決しています。この基本合意というのは一定の弁護士との合意ではありますが、他の患者の方々もそれに準拠した話し合いをするということで現場では運用されて、和解が成立することとなっています。問題は予防接種によって感染した場合、それは裏を返すと他に感染の原因がないということをどのように確認するかということにあります。これについても、現在、多くの地方裁判所で色々な話し合いが行われており、類型化した立証方法を弁護士と国側で話し合い、こういう証拠がある場合にはこうするというような話し合いが徐々にできていくのではないかと想像しています。しかし、これは過去のそういう類型の国家賠償請求訴訟においてのことであり、今後どうなるかは実のところ、はっきりしたことを申し上げることはできません。

○ 病院にそういう患者から裁判に準備するための証拠を出して欲しいという依頼も来ていまして、これから徐々にこういうことが大きな問題となっていくのかと感じていたところではあります。

■ 他に御感想があればお願いします。

○ 民事訴訟の迅速化に関して、様々な取り組みがなされているということを知り、感心しました。ちょっと質問したいのは、訴訟の平均審理期間の動きについてです。ここ最近の何年間、全国あるいは横浜地裁でも若干上

昇に転じているというふうに見てよいのでしょうか。そうだとすればどのような原因があるかということと、この先どのような見通しとなるかについてお願いします。

■ 平均審理期間が平成21年、22年ころから少し上昇しているという原因について説明をお願いします。

□ このあたりの統計数値をどう見るか、色々な見方があるかと思いますが、これは先ほど説明した過払金返還請求訴訟の急増と急減の影響もかなり出ているのではないかという見方があります。過払金返還請求訴訟を先ほど簡単に御説明しましたが、事件としては、非常に典型的、定型的な内容が多く、取引履歴が確定していれば、計算上不当利得返還請求権が成り立つ数字が出てくるという性質の事件が多くありました。そのため、過払金返還請求訴訟という事件類型においては、審理期間が短いものが多かったのです。そうすると民事訴訟全体に占める過払金返還請求訴訟の割合が大きいときに、審理期間が比較的短い事件が多い過払金返還請求訴訟のために全体の平均審理期間が短くなりすぎたように統計上反映されます。それが過払金返還請求訴訟の件数が落ち着いて、むしろ減少すると、過払金返還請求訴訟の占める割合が減るため、審理期間が非常に短い事件の割合が減少し、それで全体の平均審理期間が元に戻りつつあるというような見方もできるのではないのでしょうか。ということで、この過払金返還請求訴訟の急増急減の影響を受けて、最近の傾向が全体としてそのようになっているのではないかという見方をしています。過払金以外の事件について長期化の傾向が表れているというような見方は、今のところしていません。

○ 今日のテーマは民事訴訟の迅速化というテーマとなっており、その迅速化をさらに進める取り組みが必要になるということですが、どのような取り組みができるのでしょうか。

□ 私どもとして、迅速化の中で特に問題なのは、先ほどの説明にもあったよ

うに、専門訴訟が実は長期化していること、これを何とかしなければということが一番の重要眼目と考えておまして、それへの対策を今強化して、先ほど御案内申し上げたような方策案を講じて、それを実効的に行っていくということを考えています。

- 私は先ほど御紹介のあった医療訴訟関係協議会にも参加させていただいています。その際の説明にもあったように医療関係訴訟は件数の割には期間はとても長くかかります。その説明を伺いながら、なぜこんなに長くかかるのかと考えていました。私も実際に裁判に関係したことは何件かあるのでそれを含めて申し上げますと、一つは、患者側が医療訴訟の原告側になる場合に、専門家ではない方が専門家を相手に訴訟を提起しなければならないという問題があります。現実には裁判はかなり専門的な問題があり、原告側で専門家を確保してその訴訟をどのように進めていくか、意見書をどのように作成するかということに大変時間がかかるという状況が実際にあります。もう一つ、私ども医療機関側の立場で申し上げますと、何か問題が発生したときに裁判になる前に、又は裁判にならないで問題解決をするという気持ちはあります。残念ながら裁判になってしまった場合、その争点整理の段階において、その争点に関わる医療現場の実態は世間一般で受け止められている実態と少しイメージが違うように思います。そういう実態をまず裁判所に御理解いただき、そういう中で発生したことだと理解していただくということにかなり時間がかかります。これは、色々な資料を提出する形になることが多いのですが、それを検討していただくのにも時間がかかるということになり、それがいつでも私どもの悩みともなっています。裁判になっているということは、患者側と医療機関側の間には大きな溝があり、なかなか話し合いでは解決できない状況になっているから裁判になっているわけです。その中でも何とか裁判所の場で公正性を保ちながらもっと率直な情報交換というのが行われ、そこを裁判所に見ていただくというような状況が作れないかということも

感じています。現在、裁判になる前の段階で医療紛争を解決しようということで、国でも医療安全調整機構の案とか、安全委員会というものを作ろうということで検討がなされていると思いますが、そのような中でいつも問題となるのが、中立的な立場で専門的なことを理解できる人たちを本当にうまく確保できるか、個別事例について確保できるかという問題です。私は、今話題になっている産科医療保障制度、これは脳性まひのお子さんに対しての保障制度ですが、それを一部の仕組みとして個別事例に関しての原因分析を行い、その報告書を当事者にお渡しするという、その作業にも携わっています。そういった中で感じることは、患者側にとって、裁判になる場合にどれだけ自分の事例について中立的な情報を持てるのだろうかと感じます。客観的に見て、患者側にとってはあまり裁判にならないほうが良かった事例が裁判になっている場合もあります。また一方で、その裁判の中で本当に迅速に行われるためには、それ以前の段階での何らかの中立的な判断と、その情報の整理というのが行われているかどうかということに問題があり、それが実際の裁判の場となりますと、最初から全部やり直しとなり、このように時間がかかってしまうというのが現実なのだろうかと感じました。今のところ、裁判になった後での専門家の関係ですと、意見書の作り方の仕組みとかは一生懸命努力してできるだけ迅速にするようにしていますが、それでもこのように時間がかかって裁判の期間となってしまうのが現状なのだと思います。まだまだ努力できる部分はあると思いますし、裁判の過程の中にも努力できる部分はあると思います。その裁判の前の段階での制度整理ということも関係してくるのではないかと思います。

- 御専門の立場から非常に貴重な御意見をいただきましたと思います。専門事件について弁護士の立場から何か工夫や問題点があるかお願いします。
- 先ほど医療訴訟で裁判になる前の制度という話を聞いて、筆界特定とか労働審判といった制度を思い出しました。医療過誤については、訴訟にな

るのは私たちに相談にくる方のうちのごくごく一部です。肉親や大事な方が亡くなったりしたために微妙な精神状態でいらっしゃいますが、それを整理して色々と伺ううちに大多数の方は落ち着かれます。しかし、その中で10人中1人くらいは説明が分からないとか、真実を知りたいということで手続を行いますが、それも証拠保全や情報開示を行った上で、医師の過失を特定するのは困難だということで訴訟にならない案件のほうが多いです。訴訟になるということはそれだけ過失の問題が微妙だったり複雑だったりするのでそれが複雑化してしまう要因になってしまうのではないかと思います。ただ、最初に申し上げた筆界特定や建築紛争とか境界の事件も従前は非常に時間がかかったのですが、筆界特定制度ができて、事前はかなり法務局の方で整理して、いろいろな資料を準備できることになり、それが筆界特定で調停できなかつた場合でも境界を確定することに活用できるということで、かなり迅速化に向かって整理されたという部分はあると思います。そういった何らかの制度があると良いと思います。

- 専門訴訟は一般の弁護士が扱うのはなかなか困難です。争点を絞るのにもそもそも医療用語を理解するところから始めるのは難しいです。私も医療過誤は二、三件扱ったことがあり、最高裁まで争ったこともあります。それだけでも四、五年かかってしまいました。どうしても時間はかかるのですが、それは弁護士が医療の専門知識を得ていくことから始めていくことになるということも長期化する要因の一つかという気がします。一つの取組として、医療弁護団からの意見を得て、医療関係を集中している弁護士が扱うということにより、基本的には人によって迅速化が実現するという事は方法の一つかなと感じます。

- 先ほど発言された委員のお話にもでてきた裁判前の紛争解決手続という制度については、先の司法制度改革のときに私も参加していました。問題点としては、裁判所が引き受けて処理できるものには量的な限界があると

ということと、いきなり裁判所で行うことが全体の解決として妥当なのかということがあげられます。そういうことからできる限り個別の紛争解決手段というものを整理しようという動きがあり、裁判前の紛争解決制度、ADRを充実させようということが行われています。様々なADRや法律相談、それも大きな意味では紛争の迅速解決という観点で役立っているのではないのでしょうか。ただし、これは発足してまだ日の浅いものが多く、どう実質的なものにしていくか多くの課題を抱えています。既に相当成果をあげていると思われ。少し御紹介させていただきましたが、その他に御意見を申し上げます。

- 先ほどいただいたレクチャーの中でADRという言葉がありましたが、どのような事件でどんな事例でそういうことがあるのでしょうか。
- 例えば、裁判外紛争解決機関というものです。最近立ち上がって一番多いのは、原発紛争に関わるものがあります。
- 原子力紛争仲裁センターという原子力発電所の被害仲裁センターですが、この機関では相当大量に扱っており弁護士がチームを組んで実際の仲介役をやっていただいています。おそらく200人規模の弁護士が委員で入っているのではないのでしょうか。事務局は、高等裁判所の判事が事務局長を務めていまして、そういう仕組みを作って、できるだけ早期に原子力発電所の被害の解決を図るためにやっていまして、かなり成果が出てきていると思います。原発紛争をいきなり、裁判所で全部審理するということになると、それは大変な時間と労力、それぞれがかかるということから活用されています。
- 他にも以前からあるのは、交通事故については交通事故紛争処理センターというものがあり、交通事故についていわゆる話し合いで解決するというものがあります。我々弁護士会でも紛争処理センターを設け、そこに来ていただきお話を聞きながら割と廉価に解決するという制度もあります。

そういうところも活用していただければと考えています。

- ADRの事例の1つとして、今、金融ADRというものがあります。ある種の金融商品で、例えば為替に連動して収益が決まってくるような商品について、事前の購入者に対する説明が十分ではなかったために損失を被ったというような事例があった場合に、裁判に訴える手前の段階で金融ADRに持ち込むことで解決を図るという仕組みです。全国の銀行協会といったところが窓口になっています。
- 今回は、審理期間が短くなってきているということ、専門事件の傾向についても勉強をさせていただきました。長期間を要する事件はどうやって短縮するか様々な提案がなされているということと、一方で早く結論が出せるものは別枠で早く答えを出してしまうという取組があるということでした。先ほど委員から説明があったように敗訴するほうから見て納得のプロセスということを見ると、あまり早いのもまた不都合だという指摘が出ていましたが、そういう心情があるとする、逆にある種の裁判であれば早く答えを出して決着させたほうが、事案としては早い審理を可能にするのだと思います。そういうケースであれば早く別枠で処理したほうがよいとも思います。
- 今発言されたような発想から、司法制度改革の時に労働審判制度というものが導入されています。これは個別の労働者の方の残業代の未払といった紛争を早く解決しようと立ち上がりました。裁判官と使用者側労働者側の双方の委員とで協力して迅速に解決するものです。今のところ横浜地裁で基本は2回くらいの審議で紛争解決に至っており、紛争の解決率は約87パーセントという審判制度です。これは、今委員が発言されたような観点から迅速に処理をするということであまりうまくいっている事例だと思います。
- 大体、横浜の例では、労働審判をすると1か月半の期間で結論が出て、そのうちの87パーセントがその結論で確定しています。不服な人は裁判

に移行できるのですが、そこまで行かずに終わっている方が87パーセントいます。そういう意味では非常に成果を上げている分野ではないかと思えます。それより少し前に開始した簡易裁判所の少額訴訟制度においては特別な特急切符のようなものも導入されています。これは原則1回で審理を終えて結論を出すというものです。それがさらに今のような大きなことにも広がってきました。

- あまり詳しくないのですが、現在、一応民事審判という法制度が検討されています。確か、一般民事訴訟を迅速化するための制度が案の段階だと日弁連などで見たことが記憶にあります。それが実際これから実るかどうかは分からないが参考までに紹介させていただきます。
- あまり納得といったような問題ではなく、例えば家賃を1年も滞納しているとか、お金を借りていて全く返さないとか、そういった事例は裁判所で早めに和解や、早期解決の訴訟もなされており、それは割合に早期に解決しているのではないかと思います。
- 迅速化の話になってきましたが、先ほど話に出た、納得のためにこれだけはといった部分は大丈夫ということによろしいでしょうか。
- これは多分、裁判を経験された方でないと、一般の方、市民の方はイメージがつかめないのではないかと思います。大阪弁護士会のアンケートでも審理について、学者の方が一般のユーザーの方に聞いたことがあるようですが、弁護士とは回答が乖離していました。弁護士は何年もやっている中での自分のイメージを回答します。しかし、一般の利用された方はイメージがつかみにくいというか、その辺をもう少し聞いてもらえたらなど、色々な話があるようです。やはり利用しないことには分からないものがあります。ただ利用しやすいというためにはやはり早く終わらないと利用しにくい、というところの問題はあると思いました。
- 今までの議論から少し離れたことを申し上げることになりますが、NH

Kのニュースや番組でも、一般論としては、審理期間は短い方が良いという論調です。しかし、自分が裁判の当事者、特に被告として当事者になりますと早く終わらせようというよりは訴訟に勝とうとします。そうすると訴訟の当事者となると、早くしようという力学よりは、裁判所に分かってもらうべきことは丁寧に説明して分かってもらって、そのために時間がかかるならそこはやむを得ないとして進めざるを得ません。そのところは実は少し難しいと思っています。ニュースでは一般論として裁判は短ければ短いほうがよいというものの、当事者になればそうはいかないというジレンマみたいなものがあります。一方で裁判を経験すると、もう話はいいので結審してくださいというところから長引いてしまうことがあります。裁判所には、その辺のところを交通整理していただいたり、双方にその辺りでどうかというような説得を当然今でもしていただいているとは思いますが、その双方折り合うところで、内容ではなく期間について強く働きかけるみたいなことはできないものではないでしょうか。

- 今、お話があったように、少し不利かなと思う人は粘りたいという心情になりますが、これはやむを得ないことだと思います。私ども裁判官としては実は、普通の事件は当事者主義ということで当事者のペースに任せています。少し長くなり始めると計画的な審理というものを行います。例えば、「主張はいろいろあるのは分かります。しかし、あと2、3回の弁論あるいは弁論準備手続きで主張してください。その後でこの期日を使って証人調べをしましょう。その後、書きたければ最終準備書面を書いて下さい。ここで終結して判決しましょう。」と御提案申し上げて、期日を先に決めることにより、その期間の範囲で審理が終わるという運用をしたりしています。

- 裁判は常に立場が違う方、全く対立する、あるいはいろいろな意味で利害が対立する中で進めるというところで、1つのものを必ずしも1つの見

方だけではできません。まさに先ほど御指摘されたとおりの難しさがあります。何か御意見あるいは御感想があればお願いします。

○ 感想になりますが、最初は迅速化といった面から今日の説明も聞いていました。やはり、最後の納得のプロセスというところにおいて、今の話にあったように日にちが決まっているということで、こんなにまだ思いがあるのに日にちで切られてしまうのかという部分はあるのかなと思います。それでもいかに納得して終わるかというところは、裁判にまで進んでしまった場合の最終的な本人の気持ちの落としどころによるのだらうと思って聞いていました。具体的に丁寧に素人の私も分かるような説明をしていただき、とても分かりやすかったです。

■ そのいろいろな発言をしたい思いが残るという部分については、今、多少工夫されているのは、昔あまり使っていなかった陳述書という方法があります。まずは話したいことは陳述書ということで書いていただき、それは読んでいるという状態で審理をするということが、かなり多く行われているところではあります。それでも直接に話したいという場合もあるが、そこは事件の中身や直接に聞くということの意味を吟味して、それから相手方に与える負担とか、そういうものを考えながらやっているのが実情かなというところではあります。他に、今日のことについて御意見とか御質問があればお願いします。

○ 弁護士の方に少しお願いします。裁判をした経験がないのでイメージがつかめないのですが、書面のやりとりというのは先ほどの計画的な審理という話もありましたが、相手が反論してくればまた出すというエスカレーターする傾向というのはあるのでしょうか。

○ 書面のやりとりにおける主張は、相手も認めている部分は争いがなく立証する必要がないなどと整理されてくるので、だんだん争点が明確になってきます。そうすると、相手が言っていることは嘘であるといった書面で

はなく、それに反する間接事実やこちらの主張を裏付けるような間接事実を積み上げていき、この主張との間でここが違うというところで形となってきます。イメージとしては、納得し難い主張もありますが、そぎ落とされて対立する主張が残るというイメージです。ただ、そこに至るまでは、依頼者と打合せを行い、依頼者の話を聞き出して、依頼者が相手の書面を読むだけで腹が立つと言っている部分や、反論する話を聞き、関係のないことに言い及んでいるところを整理して、主張や資料にまとめていくというような作業があります。その中である程度聞いてもらい、言いたいことは整理して言ってもらったという気持ちがあると、仮に負けたとしても、証拠がなかったのだから仕方がないという形で依頼者も落ち着くこともあります。民事事件の紛争ではどちらかが10か0というのはそんなにないのですが、その中で適当な良い和解の話があると、本当に当事者の気持ちがすっとんと落ち着くという感じはあります。それは整理の仕方を私たちも工夫して伝えてうまく整理するということが大切なのだと思います。

- 補足すると、実は、訴訟の内容によることもあると思います。今のお話にあったように、一般的な民事訴訟の場合は、弁護士が感情面については一度十分に聞いて、納得のところも受け止めて、基本的には弁護士が感情を吸収して、相手と対立するところだけを整理して主張するのが弁護士の仕事の一つだと思ってやっています。ただ、問題は感情が対立せざるを得ない訴訟というのがあります。一番分かりやすい例では離婚訴訟です。離婚訴訟は過去の十年、二十年の夫婦生活の中の一つ一個細かいことを積み上げていくという場合もあり、そこら辺は感情的な部分をそぎ落とすことは、なかなかできないところがあり、それがむしろ主要な争点になってしまうという場合も中にはあります。そういう場合は正直言って多少言い合いになってしまい、書面でも言い合いになってしまうようなところはどうしても出てきます。その中でも弁護士としては解決をめざすのがテーマで

す。私はよく依頼者に「依頼者と弁護士が一緒になったら意味がない」と言って話し合いをします。その中でも基本的に解決に向けて必要な範囲で主張をある程度押さえながら出すということは工夫としてあります。そういういわゆる慰謝料が問題となるケース、例えば名誉毀損といったようなものに関しては多少感情的なところを記載せざるを得ないので、そういう形態の訴訟は、場合によってはそういうことになるかもしれません。そういう中でも工夫しなければならないというように理解していただければと思います。

- 複雑な訴訟になってくると書面の分量が多くなるというような傾向はあるのでしょうか。
- やはり提出する書面は重なってくるので、当然多くなるということはある。医療過誤訴訟などでは、かなり訴訟記録としては分量が多くなっていくというのがあります。
- さきほど説明していただいた中で、合議体を使うといういことでメリットデメリットということで御紹介がありました。合議体にふさわしい案件を選ぶ、ないし、合議体では審理の統一化を図るということで、今、委員会を作って様々に御検討されているところではありますが、どういう案件が合議体にふさわしいのか、どういう効率化の余地があるのかとか、その辺りで何か今の時点で方向性やアイデアなどを示していただけるでしょうか。
- 現在、訴訟の中で実際にどのような事件が合議事件になっているかというと、テレビなどを見ていただいても分かるように、社会的に注目されている事件、訴額が特に大きい事件、国家賠償請求事件、その他専門的な知見を必要とする事件、当事者が多数である事件、内容が複雑で証拠も多数に及ぶ事件などが挙げられます。もともと合議強化という話が出てきたのは、統計的な資料を見ていく中で、2年を越える審理期間を必要としてい

る事件の中には、単独体で審理されている事件が少なくないことがわかり、もっと合議体による審理を活用しても良いのではないかとというようなところが発端でした。具体的には、今御説明したような、本来合議体で審理されるべき類型の事件が単独体で審理されているのではないかと、また、その他にも、先ほどの類型にはあてまはまらないが、今までは単独体で審理していた事件の中にも、いろいろな要因で長期化している事件については、部が一丸となって迅速に審理するために合議体での審理を活用するという運用はどうかということが議論されているところです。それから、合議の効率化ということについては、今いろいろな運用や工夫例といったものを互いに出し合い、それを共有しようという試みをしているところです。どうしても合議体で裁判官3人が集まって合議をすると効率面でデメリットが出てきます。そこで、例えば審理の最初の時点で重要な証拠や大事な図面、文献等をコピーをとってそれぞれが持っておき、合議すべき問題が出てきたときに、皆がその図面や文献等を広げてすぐに合議ができるようにするとか、機動的でタイムリーな合議ができる工夫について、運用や工夫例を出し合って検討しているところです。

- 事件の中身により適切に合議にするのが一番であろうかと思えます。例えば、以前から行政事件というのは法律上は単独体で行ってよいことになっています。しかし、行政事件というのは非常に結果が重くて他に波及するところも大きく、これはどちらかという迅速よりは慎重審理という意味が強かったのだと思うのですが、実際上は原則合議にするというように扱っています。一方で、社会的な影響等がかなりあっても金額は小さい事件で裁判官自身も審理において考え悩むものもあります。他の事件が数千万円という単位であるのに対して、他の貸金事件と同じような内容で金額が数十万円から百万円くらいの事件であっても、その中身によっては難しいし非常に判断の微妙なものがあり、そういう事件を今まで長く単独体で

審理したという例があり、そのような反省もあります。そういうところから適切に合議を動かしていこうというところもあります。合議を使うというのは迅速という側面と慎重審理あるいはより正確に審理するというそういう側面と二面を持っているのでそれを考えながらやっていくことになります。何か御意見や質問があればお願いします。

- 若手弁護士会向けの研修会の話と、専門性をどのように高めていくかという話がありましたが、それに加えて、迅速化に関する問題の中に弁護士の数が非常に少なく忙しすぎるということもあるかもしれないと感じました。司法制度改革で弁護士は増えている状況がありますが、それにより、裁判の迅速化、あるいは実際に一般市民が弁護士に密接に相談できる体制について現場はどのように変わりつつあるのでしょうか。これから良くなっていくのかというような面ではいかがでしょうか。
- その辺りは非常に難しいところだと思います。やはり功罪はどちらもあります。弁護士の数が増えることにより、例えば、昔は横浜では裁判所の周囲にしか弁護士がいませんでしたが、今は関内だけではなくて、例えば上大岡や溝の口といった今まで弁護士がいなかったところにも法律事務所ができています。全国的には、いわゆる弁護士ゼロ地域、弁護士がいないところの地域にも今は弁護士が入ってきています。非常に司法アクセスが良くなってきている部分は数が増えたからこそであり、そこは法曹人口が増加したメリットの部分だと思っています。ただ、問題は数を増やしたからそれで司法の質が良くなったかと言われると、これは日弁連で検証している最中なので何ともいえないところではあります。やはり法曹の数が増えることにより、単にお金儲けというか生活のためにやるという形のものが増加してきて、例えば訴訟にならないような案件でも訴訟になったり、あるいは無理に迅速化というのも変だが回転を速くすることで稼いでしまうといったところも、バランス的にはわずかではあるがあるとは思

ます。今後はそういうものをうまくバランスよく配置していくということが課題になってくると思いますし、それに合わせて法曹人口をどうするかということは見直していくことが必要なのではないかと個人的には思っています。

- 補足して、やはり迅速な裁判と充実した裁判は大きくそこが違います。当事者訴訟で代理人が見つからない訴訟では裁判所も御苦労されていると思います。ただ、先ほど申し上げたように、家賃を一年払ってもらっていないので何とかならないかとか、強制執行で何とかならないかなどと相談に来られると、弁護士費用をいただいて処理するのではなく、自分で裁判所に行って手続きをするようにと案内することが多いのですが、弁護士が増えてしまったためにそういう事件を受けて、期日を一回延長したいという方が時々いるような気がします。なぜ弁護士にお金を払うのか、こんなお金をどうするのだというところがあります。ただ、相模原支部もやはり昔は弁護士が30人くらいしかなくて、ずっとそれで推移してきたのですが、ここ数年で2倍ぐらいに増えて若手はかなり増えてきました。それで裁判員裁判や少額事件も積極的にやる弁護士が増えてきたということでかなりアクセス障害は改善されつつあるのかなとは思いますが、やはり、法テラスなどを含めてやっていかないとなかなか弁護士へのアクセス障害は完全に解消するというのは難しいのかなというところがあります。そういうところは制度的な問題になってくるとは思いますが。
- ちょうど今、世間では医者を増やすかどうかという話題になっていますが、弁護士の数の増加と同じような絶対数の問題と偏在の問題を私どもも抱えています。それで弁護士はどうなのかということと、今日のテーマとの関係ではこれからそれが迅速化の方向に役立っていくのかというところが少し気になりました。
- 初めて参加したが、勉強になることが多かったです。私は会社経営者で

あると同時に一般市民であり、時に会社では色々な訴訟事案を持っています。特に仕事は交通関係と労働関係という当業界にとっては非常に悩ましい、しかし労働者があって当事業が成り立っているという性格上避けて通れない問題があります。そのような中で先ほど交通のところで色々な形でワーキングチームを作ってスピーディな裁判を行っているということでしたが、特に交通事故に関わる意見交換会で最近多い中ではこういった問題があるのか、ワーキングチームとの意見交換会の内容について主たる大筋のものがあれば教えていただけますでしょうか。

- 交通部で交通事件を担当しているので、先ほど御説明した意見交換会の内容を少し補足して御説明させていただきます。意見交換会は、比較的最近立ち上げられたもので、平成24年7月から開催されています。弁護士会の中でよく交通事件を取り扱っている弁護士が集まってワーキングチームが作られており、横浜地裁も専門部として交通部があるので、お互いに交通事件について、どうすれば適正かつ迅速な審理が実現できるのかについて意見交換することを目的として、年2回開催されています。先ほど申し上げたように、今年7月の意見交換会では、裁判所側ではなく弁護士会側から、もっと迅速に交通事件を審理することはできないか、裁判所が抱えている問題は何か、審理の迅速化のために、代理人である弁護士はどのような点に留意して訴訟活動を行うべきか、というような問題を出していただき、お互いが抱えている問題点について率直に意見を交換することができました。その他にも、最近の交通事件では、非常に少額の物損事件が増えています。この背景には弁護士費用特約が付いている保険によって、極めて少額の物損事故であっても保険の中から弁護士費用が払われるため、そうした類型の訴訟が増加している傾向にあります。そういう事件は感情的な対立が非常に厳しく、損害額は少額だが実は客観的な証拠が少ないために事実認定が難しいものが少なくありません。今年の意見交換会では、

そういった事件をどのように審理していくべきか、当事者の訴訟活動はどうあるべきかといった点についても議論をしました。交通部では、これからもその時々様々な問題を取り上げて率直に意見交換することにより、交通事件における適正かつ迅速な審理の実現のために相互理解を深めていきたいと思っています。

■ それでは、これで本日は終了とさせていただきます。

(7) 次回のテーマ及び開催日時

ア 次回のテーマ

「若手法曹の育成」

イ 次回の開催日時の決定

平成26年5月20日（火）午後2時～午後4時30分

以 上